

有田川町避難所運営マニュアル

町民用

(小規模避難所版)

令和4年3月

和歌山県有田川町

目次

| | |
|-----------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 避難所開設・運営の基本方針 | 2 |
| 2 避難所の状況想定 | 3 |
| 3 避難所運営のフロー | 5 |
| 4 避難所の設備 | 6 |
| 5 避難所の運営主体 | 11 |
| 6 避難所における基本的事項 | 12 |
| 1 避難所の開設・点検 | 12 |
| 2 居住グループの編成 | 13 |
| 3 部屋（区画）割り | 13 |
| 4 避難者名簿の作成 | 14 |
| 7 避難所の空間配置 | 15 |
| 1 居住空間の管理 | 15 |
| 2 共有空間の管理 | 17 |
| 8 避難所の生活ルール | 21 |
| 9 避難所の統廃合・撤収 | 24 |
| 資料編 | 別冊 |

はじめに

このマニュアルは、大規模地震において住民による避難所運営の際に活用することを想定しています。なお、豪雨時（洪水、土砂災害）の避難所運営にもこのマニュアルを活用するものとしますが、その場合は、町が災害の状況を考慮し、地域と連携して必要な避難所を開設します。

避難所では、被災者は災害により平常心を失うとともに、大きな被害を受け、精神的に大きなショックを受けています。避難者の状況や状態、要配慮者、女性に十分配慮した避難所運営をお願いします。

1 避難所開設・運営の基本方針

①避難所は住民の自治による開設・運営を目指します。

避難所は、在宅避難者の支援も含め、地域コミュニティの場となります。発災直後には、住民自治による迅速な取り組みが重要となることから、自分たちで運営していく場所として取り組みましょう。

②避難所は被災者が暮らす場所と考え、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組みます。

これまでの災害事例から、避難所生活は1週間程度の滞在ではなく、長期化（数カ月）が余儀なくされると考え、避難所ではコミュニティ単位を基本とする考え方で運営します。避難所となっている施設の本来機能の回復を目指しつつ、「いのちと暮らしを守る視点」を避難者同士が共有して関連死の予防、それぞれの自立に向けた取り組みを行います。避難所での生活体験が地域の絆を強め、地域コミュニティの再生・更なる活性化につながるような避難所運営を目指します。

③要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みます。

避難所で生活する誰もが配慮し合い、みんなの「いのち」を大切に、関連死を予防します。要配慮者優先の意識を共有し、避難所内のレイアウトやトイレの使用を考え、避難所運営を行います。避難所運営本部に女性も参加することなど男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を行います。

2 避難所の状況想定

大規模災害発生時の避難所の状況は、時間経過に伴って大きく変化します。そのため、そのことを踏まえて時系列に沿った対応方針を検討が必要です。

時系列

| 時 期 | 避難所の状況想定 |
|---------------------------------|--|
| 【初動期】 災害発生直後 ～3日程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難者が殺到し、避難者の精神状態は不安定な状況。 ・有田川町の避難所配備職員や施設管理者が避難所に到着する前に、避難者が鍵を壊して施設内に入ることも予想される。 ・指定避難所以外への避難状況も含め、避難所全体の把握が困難。 ・余震による二次災害のおそれ、火災の延焼拡大、危険物漏洩等により、避難者が混乱。 ・食料や物資の不足による配布調整の必要が生じ、トラブルが発生しやすい。 ・各種情報の不足で、避難者の不安が拡大。 ・要配慮者の状況把握が困難。 ・安否確認の問い合わせが殺到。 ・駐車場等に車中泊者が現れる。 ・ペットを同伴させる避難者が現れる。 ・避難所運営は住民の協力と運営への主体的な参加を構築することが必要。 ・混乱に紛れた侵入者等により窃盗や性犯罪等が発生する可能性がある。 |
| 【展開期】 3日～ 1週間程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料や物資はおおむね供給されるようになるが、避難者数が流動的な段階。 ・避難者が落ち着きを見せ始める一方で、エコノミークラス症候群の発生等健康状態の悪化や衛生環境の悪化が予想される。 ・ライフラインの回復が遅れている場合、飲用水や生活水の確保、入浴の機会といった要望が、避難者のみならず在宅避難者や車中泊者も含めて、拡大することが予想される。 ・ボランティアの人数や物資等について避難所間で格差が生じる場合がある。 |
| 【安定期】 1週間 ～2週間程度 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地外からの支援活動が本格化し、人的支援が期待できる段階。 ・避難者の退所が増え、避難所の運営体制の見直しが必要となる。 ・臨時開設や民間施設を利用した避難所は、統廃合の検討を開始。 ・避難生活の長期化に伴い、プライバシーの確保等対策が必要となる。 ・避難者の通勤通学が始まり、避難所は生活の場としての性格が強まる。 ・学校が避難所となっている場合、教職員は本来の業務へシフトする。 ・避難所内外の避難者間の公平性、応援・支援への依存の問題が生じ始める ・生活再建支援や応急仮設住宅の情報が必要となる。 |

| | |
|--|---|
| | |
| <p>【撤収期】 2週間 ～3ヶ月程度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況はおおむね落ち着いた状態。 ・ライフラインの復旧に伴い、避難所に残るのは住まいを失って行き場のない被災者に絞られてくる。 ・避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進み、避難者の不満や不安が強まる。 ・町では、住まいの確保が最重要課題となる。 ・避難者に対するこころのケア等の保健・医療サービスの一層の充実が求められる。 ・ボランティアも減少し、運営体制の維持が困難となる。 ・季節の変化に伴い、それまでと異なった対策が求められる。(※下記参照) ・仮設住宅の提供等により、町は避難所の撤収に向けての調整等を開始。 |

※季節を考慮した対策

○冷暖房設備の整備

避難所内の温度環境に配慮するため、冷暖房機器等の整備を検討する。

○生鮮食料品等の保管設備の整備

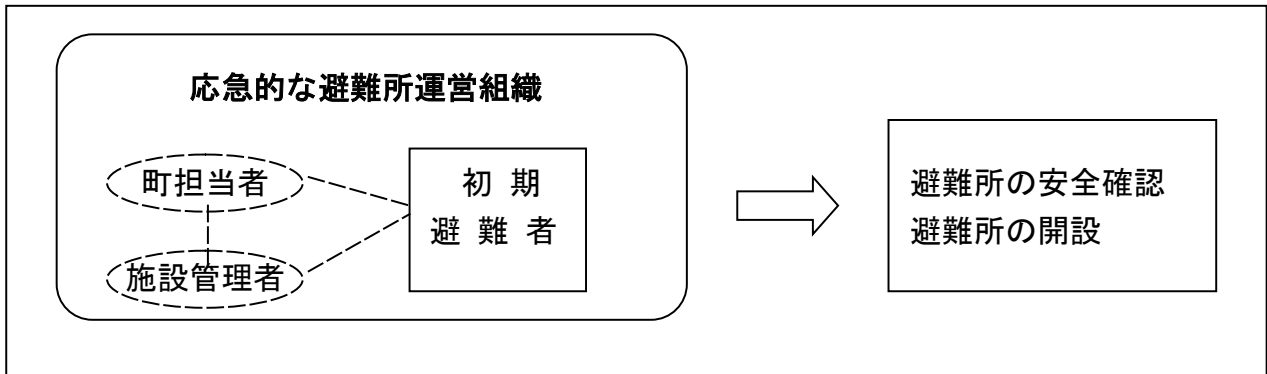
梅雨や夏期の高温多湿期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備・機器の整備を検討する。

○簡易入浴施設の確保

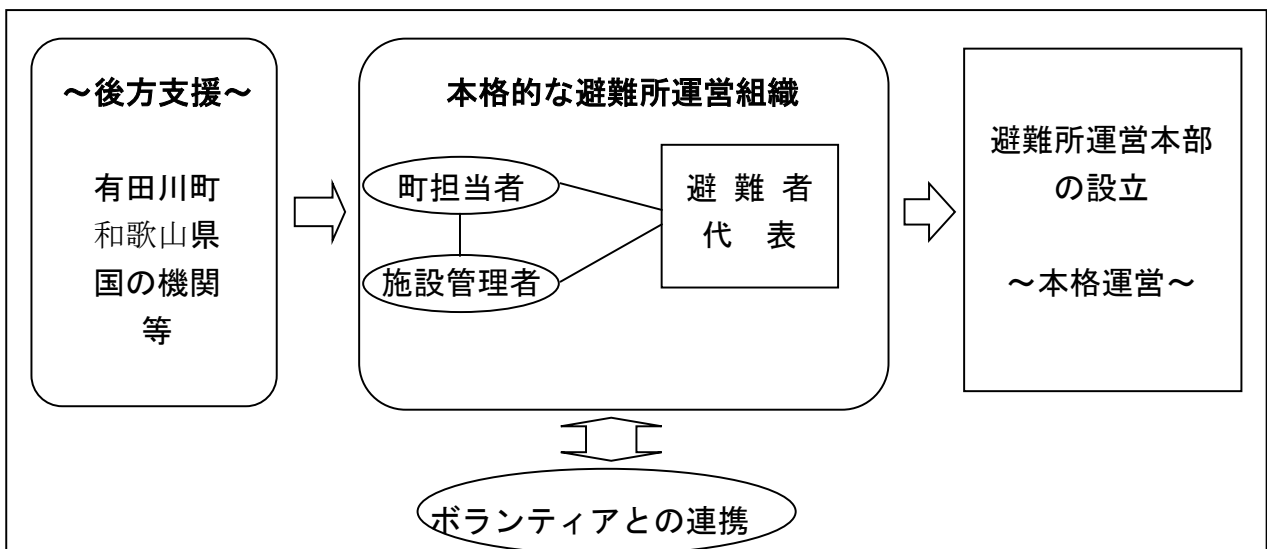
避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の整備を検討する。

3 避難所運営のフロー

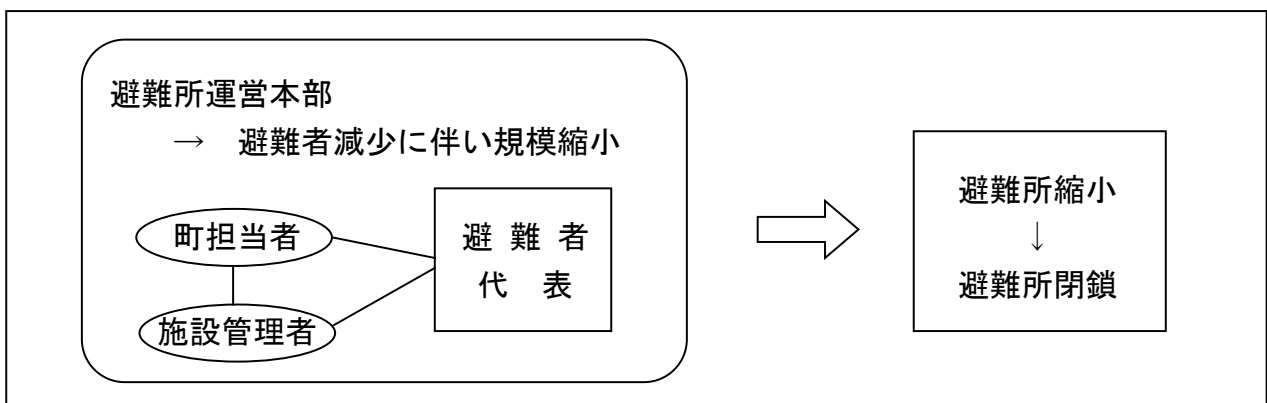
【初動期】 災害発生直後～3日程度



【展開期～安定期】 3日～2週間程度



【撤収期】 2週間～3ヶ月程度



★停電時の避難所の状況は、この想定とは異なります。

4 避難所の設備

備蓄物資等

町備蓄物資拠点（吉備・金屋・清水）にて一括管理しています。
避難所開設後、各避難所に配送します。

防災行政無線（移動系）

電話が使用できない場合の通信手段として、各避難所に防災行政無線（移動系）を設置しています。災害対策本部や各避難所との連絡手段として使用します。
ただし、一部避難所では設置していない避難所もあります。

| | 識別信号 | 設置場所 |
|----|------------------|------------------|
| 1 | ぼうさいきび | 吉備庁舎 |
| 2 | ぼうさいかなや | 金屋庁舎 |
| 3 | ぼうさいしみず | 清水行政局 |
| 4 | ぼうさいしみず1 | 安諦出張所 |
| 5 | ぼうさいしみず2 | 城山出張所 |
| 6 | ぼうさいしみず3 | 粟生連絡所 |
| 7 | ぼうさいしみず4 | 五郷出張所 |
| 8 | ぼうさいありだがわひなんしょ1 | 吉備中学校体育館 |
| 9 | ぼうさいありだがわひなんしょ2 | 藤並小学校体育館 |
| 10 | ぼうさいありだがわひなんしょ3 | 藤並公民館 |
| 11 | ぼうさいありだがわひなんしょ4 | 吉備庁舎（有田中央高校用・持出） |
| 12 | ぼうさいありだがわひなんしょ5 | 田殿公民館 |
| 13 | ぼうさいありだがわひなんしょ6 | きび保健福祉センター |
| 14 | ぼうさいありだがわひなんしょ7 | 防災ステーション |
| 15 | ぼうさいありだがわひなんしょ8 | 御霊小学校体育館 |
| 16 | ぼうさいありだがわひなんしょ9 | きび体育館 |
| 17 | ぼうさいありだがわひなんしょ10 | 御霊地区コミュニティセンター |
| 18 | ぼうさいありだがわひなんしょ11 | 田殿小学校体育館 |
| 19 | ぼうさいありだがわひなんしょ12 | 田角公民館 |

| | | |
|----|-------------------|----------------|
| 20 | ぼうさいありだがわひなんしょ 13 | 大賀畑公民館 |
| 21 | ぼうさいありだがわひなんしょ 14 | 長谷公民館 |
| 22 | ぼうさいありだがわひなんしょ 21 | 石垣小学校体育館 |
| 23 | ぼうさいありだがわひなんしょ 22 | 小川小学校体育館 |
| 24 | ぼうさいありだがわひなんしょ 23 | 金屋中学校体育館 |
| 25 | ぼうさいありだがわひなんしょ 24 | 石垣公民館 |
| 26 | ぼうさいありだがわひなんしょ 25 | 旧上六川小学校 |
| 27 | ぼうさいありだがわひなんしょ 26 | 旧修理川小学校 |
| 28 | ぼうさいありだがわひなんしょ 27 | 石垣公民館宇井苔分館 |
| 29 | ぼうさいありだがわひなんしょ 28 | 五西月小学校体育館 |
| 30 | ぼうさいありだがわひなんしょ 29 | 西ヶ峯小学校体育館 |
| 31 | ぼうさいありだがわひなんしょ 30 | 旧生石小学校体育館 |
| 32 | ぼうさいありだがわひなんしょ 31 | 旧北小学校体育館 |
| 33 | ぼうさいありだがわひなんしょ 32 | 旧早月小学校体育館 |
| 34 | ぼうさいありだがわひなんしょ 33 | 岩倉公民館 |
| 35 | ぼうさいありだがわひなんしょ 34 | 五西月公民館 |
| 36 | ぼうさいありだがわひなんしょ 35 | 釜中地区集会所 |
| 37 | ぼうさいありだがわひなんしょ 36 | 糸川地区集会所 |
| 38 | ぼうさいありだがわひなんしょ 37 | 立石地区集会所 |
| 39 | ぼうさいありだがわひなんしょ 38 | 谷地区集会所 |
| 40 | ぼうさいありだがわひなんしょ 39 | 松原地区集会所 |
| 41 | ぼうさいありだがわひなんしょ 40 | 川口地区集会所 |
| 42 | ぼうさいありだがわひなんしょ 41 | 生石公民館 |
| 43 | ぼうさいありだがわひなんしょ 42 | 金屋文化保健センター |
| 44 | ぼうさいありだがわひなんしょ 43 | 金屋農村センター |
| 45 | ぼうさいありだがわひなんしょ 51 | 旧栗生小学校体育館 |
| 46 | ぼうさいありだがわひなんしょ 52 | 栗生住民センター |
| 47 | ぼうさいありだがわひなんしょ 53 | 五郷地区コミュニティセンター |
| 48 | ぼうさいありだがわひなんしょ 54 | 二澤地区集会所 |
| 49 | ぼうさいありだがわひなんしょ 55 | 城山公民館 |

| | | |
|----|-------------------|---------------|
| 50 | ぼうさいありだがわひなんしょ 56 | 東大谷生活改善センター |
| 51 | ぼうさいありだがわひなんしょ 57 | 三瀬川コミュニティセンター |
| 52 | ぼうさいありだがわひなんしょ 58 | 日物川コミュニティセンター |
| 53 | ぼうさいありだがわひなんしょ 59 | 境川コミュニティセンター |
| 54 | ぼうさいありだがわひなんしょ 60 | 楠本小学校体育館 |
| 55 | ぼうさいありだがわひなんしょ 61 | 沼区民センター |
| 56 | ぼうさいありだがわひなんしょ 62 | 遠井コミュニティセンター |
| 57 | ぼうさいありだがわひなんしょ 63 | 三田活性化センター |
| 58 | ぼうさいありだがわひなんしょ 64 | 宮川地区集会所 |
| 59 | ぼうさいありだがわひなんしょ 65 | 大蔵コミュニティセンター |
| 60 | ぼうさいありだがわひなんしょ 66 | 小峠活性化センター |
| 61 | ぼうさいありだがわひなんしょ 67 | 八幡小学校体育館 |
| 62 | ぼうさいありだがわひなんしょ 68 | 清水行政局 |
| 63 | ぼうさいありだがわひなんしょ 69 | 有田中央高校清水分校体育館 |
| 64 | ぼうさいありだがわひなんしょ 70 | 久野原小学校体育館 |
| 65 | ぼうさいありだがわひなんしょ 71 | 下湯川ふるさと村施設 |
| 66 | ぼうさいありだがわひなんしょ 72 | 清水公民館上湯川分館 |
| 67 | ぼうさいありだがわひなんしょ 73 | 井谷コミュニティセンター |
| 68 | ぼうさいありだがわひなんしょ 74 | 旧安諦中学校体育館 |
| 69 | ぼうさいありだがわひなんしょ 75 | 杉野原活性化センター |
| 70 | ぼうさいありだがわひなんしょ 76 | 押手活性館 |
| 71 | ぼうさいありだがわひなんしょ 77 | 沼谷地区集会所 |

災害用特設公衆電話

災害時に災害用特設公衆電話が設置できるよう、下記避難所に電話回線を引いています。
ただし、発信機能のみになります。

電話機は避難所内の「災害用特設公衆電話ボックス」に入れ、配置しています。

吉備地域

| | 設置場所 | 住所 | 回線数 |
|---|----------|--------------|-----|
| 1 | 田殿小学校体育館 | 有田川町井口 47-1 | 3 |
| 2 | 藤並小学校体育館 | 有田川町天満 439-1 | 3 |
| 3 | 御霊小学校体育館 | 有田川町庄 32-4 | 3 |

金屋地域

| | 設置場所 | 住所 | 回線数 |
|----|------------|---------------|-----|
| 1 | 金屋農村センター | 有田川町金屋 657 | 3 |
| 2 | 石垣小学校体育館 | 有田川町吉原 792 | 3 |
| 3 | 小川小学校体育館 | 有田川町小川 610 | 3 |
| 4 | 旧早月小学校体育館 | 有田川町尾上 13-1 | 1 |
| 5 | 五西月小学校体育館 | 有田川町本堂 252-2 | 1 |
| 6 | 石垣公民館宇井苔分館 | 有田川町宇井苔 216-1 | 1 |
| 7 | 西ヶ峯小学校体育館 | 有田川町西ヶ峯 1489 | 1 |
| 8 | 旧北小学校 | 有田川町瀬井 629 | 1 |
| 9 | 旧生石小学校体育館 | 有田川町生石 41 | 1 |
| 10 | 岩倉公民館 | 有田川町川口 1001-1 | 1 |
| 11 | 釜中地区集会所 | 有田川町釜中 318 | 1 |
| 12 | 旧修理川小学校 | 有田川町修理川 694-1 | 1 |
| 13 | 金屋文化保健センター | 有田川町金屋 7 | 2 |

清水地域

| | 設置場所 | 住所 | 回線数 |
|----|---------------|---------------|-----|
| 1 | 八幡小学校体育館 | 有田川町清水 274-1 | 3 |
| 2 | 安諦公民館 | 有田川町板尾 138-1 | 3 |
| 3 | 楠本区民センター | 有田川町楠本 149-2 | 1 |
| 4 | 大蔵コミュニティセンター | 有田川町大蔵 112 | 1 |
| 5 | 清水公民館上湯川分館 | 有田川町上湯川 426-1 | 1 |
| 6 | 沼谷地区集会所 | 有田川町沼谷 274 | 1 |
| 7 | 沼区民センター | 有田川町沼 1415 | 1 |
| 8 | 三瀬川コミュニティセンター | 有田川町三瀬川 86-1 | 1 |
| 9 | 五郷地区生活改善センター | 有田川町川合 247 | 1 |
| 10 | 境川コミュニティセンター | 有田川町境川 313 | 1 |
| 11 | 久野原小学校体育館 | 有田川町久野原 1235 | 1 |
| 12 | 下湯川ふるさと村施設 | 有田川町下湯川 742-1 | 1 |
| 13 | 遠井コミュニティセンター | 有田川町遠井 443 | 1 |
| 14 | 旧粟生小学校体育館 | 有田川町粟生 421-4 | 1 |
| 15 | 清水保健センター | 有田川町清水 398-1 | 2 |
| 16 | 城山公民館 | 有田川町二川 361 | 3 |

5 避難所の運営主体

避難所の運営は避難者自身で

過去の災害時における教訓から、避難所の運営は、避難者が自ら行う方がスムーズで、立ち直りも早い傾向があるため、自主防災組織等の地域住民による運営を基本とします。

また、学校施設においては、教職員の協力のもとに、早期に自主的運営ができるような体制作りをします。

町職員や施設職員、ボランティアは、避難者が一日でも早く元の生活に戻ることができるよう、避難所運営のサポート役に徹します。

避難所運営の中心人物を選出

大規模災害時は、町職員自身が被災したり、他の災害対応業務に従事したりすることが考えられるため、町職員が避難所運営を行うことは困難になります。

避難所運営の中心となる人物については、自主防災組織等の役員など地域住民から選出することを基本とし事前に決めておきます。

また、その人物が事故にあうことも考慮して、代理の選出方法も検討しておきます。

なお、人物の選出にあたっては、女性等さまざまな避難者の意見が反映できるよう配慮します。

避難所運営の中心となる人物は次のような方です。

(長期的に就任できる方が望ましい)

- ① 自主防災組織等の会長、副会長、防災委員
- ② 避難住民の意見で推薦された人 など

事前に決めた中心人物は県や町が実施する避難所運営リーダー養成講座等に参加し、避難所運営に関する手法を習得するようにします(1避難所あたり少なくとも3名以上のリーダーを養成します。)

中心人物の補助者の設置も大切

避難生活が長期化してくると、中心人物が自宅や仮設住宅に移り、職を離れることが想定されます。その場合に備えて、中心人物の補助者を作っておきます。

また、中心人物が避難所を離れる場合、事務引継書を作成し、後任者に業務内容や注意点等を伝えます。



資料 1

6 避難所における基本的事項

1 避難所の開設・点検

避難所の開設基準

以下の基準に該当する場合、町指定避難所を開設します。

- 有田川町域で震度5強以上の地震が発生したとき
- 地区内に警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」、警戒レベル5「緊急安全確保」のいずれかを発令したとき
- 上記以外で、町長が必要と判断したとき

避難所の開設

上記、避難所開設基準に該当したとき、下記のとおり避難所を開設します。

- 指定避難所の内、町管理施設については町職員が開設
- 指定避難所の内、区管理施設については地区代表者が開設

ただし、地震時において職員による開設が間に合わない場合を考慮し、事前に施設管理者や地域と開設方法について協議するものとします。

開設前の避難所の点検

施設内への立ち入りについては、建物の倒壊や宅地の変状による二次災害の危険があるため、可能であれば、有資格者による被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施します。それができない場合は、施設管理者と避難者の代表が、「建物被災状況チェックシート（資料2）」を活用し目視による点検を行い、明らかに使用できると判断できる部分のみ応急的に使用します。



資料2

町職員や施設管理者が到着しない場合を想定し、あらかじめ、当該避難所の使用範囲や使用方法について、当該施設の所有者（管理者）と協議しておきます。

2 居住グループの編成

世帯を基本単位に居住グループを編成

1つの居住グループの構成人数は、40名程度が適当です。

居住グループ編成への配慮

世帯の異なる家族、親戚なども必要に応じて同じ居住グループの中に編成します。その他にも、従前住んでいた地区を考慮して、できるだけ顔見知り同士で安心できる環境を作ります。

3 部屋（区画）割り

施設の利用方法を明確に

避難所として指定された施設の全てを避難所として利用できるとは限りません。事前に施設管理者と協議し、利用する部分を明確にしておきます。避難所として利用する部分以外の施設（敷地）へは、避難者の立ち入りを禁止します。

避難者の居住空間を確保

避難者の居住する空間については、可能な限り屋内を使用します。

特に、学校施設が避難所になっている場合は、体育館、特別教室などの利用が考えられますが、教育活動の再開を考慮しながら設定します。

また、校長室、事務室、職員室、保健室などは避難所運営上必要となるため、居住空間としては使用を控えます。

要配慮者を優先

発災直後は、多数の避難者による混乱が予想されますが、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦、難病患者等の要配慮者を優先して室内に避難させます。その際、和室や空調設備がある部屋などを一般の居住エリアと隔離した福祉スペースを設置し、要配慮者のニーズに応じて割り当てます。

別に町が拠点的な福祉避難所を設置した場合は、要配慮者の状態などに応じて優先順位をつけ、移送します。

資料8

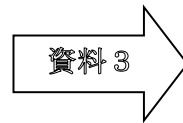
4 避難者名簿の作成

世帯ごとに記入

避難者を受け入れる際、避難者名簿（資料3—1）に記入してもらい、集計します。名簿等の個人情報の管理は責任者を決めて、施錠のできる場所に管理します。

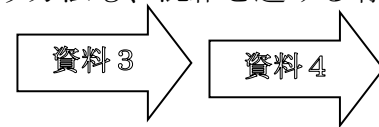
避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合があることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難者の個人情報の取り扱いには特に注意します。

視覚障害や手の負傷等のため自分で記入できない方については、名簿管理者が聞き取った上で作成するようにします。



【避難所が混雑した場合の対応】

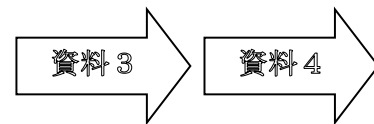
最初に、避難者台帳（資料4）を記入してもらい、居住グループが整うなど落ち着いてから避難者名簿（資料3—1）を記入してもらう方法も、混雑を避ける有効な手段です。



【大雨等による一時的な避難の場合の対応】

避難者台帳（資料4）のみで避難者管理を行っても構いません。

ただし、避難が数日になる場合は、避難者名簿（資料3—1）に記入してもらってください。



【感染症等への対応】

避難者受入時に、「資料9 避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を活用し、避難者の健康状態を把握します。



緊急を要する要望を同時に調査

病院・社会福祉施設などへの搬送希望など、緊急を要する要望については、名簿記入時に同時に調査を実施します。

7 避難所の空間配置

1 居住空間の管理

居住空間の区画整理

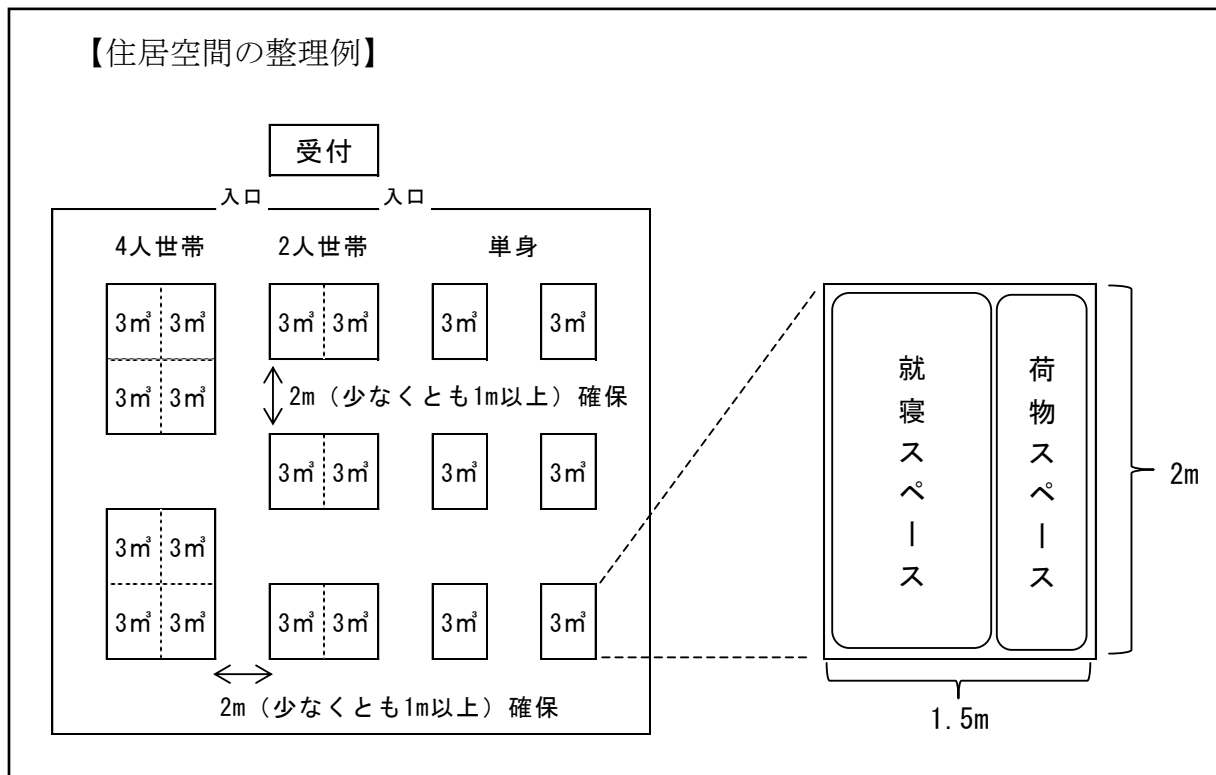
居室内の通路は、各世帯の区画の一边が必ず面するような形で設定します。通路や世帯同士の区画境界は、敷物で区別する他に、可能であればビニールテープ等で分かりやすく表示します。

一度決まった居住空間の変更は容易ではないため、避難所の開設直後の区画整理は慎重に行います。平常時にどのように区画整理をするのか図面を作成することが必要です。

通路分の面積を別途確保（車いすでの通行を考慮し、1 m以上の幅を確保）し、1人あたり荷物スペースも含め3 m²程度（要配慮者については4 m²程度）を目標として居住空間を確保します。

感染症対策として、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペース（各単身及び世帯の間隔はできるだけ2 m（少なくとも1 m以上））を確保できるよう留意します。

また、配慮が必要な方へのスペースを確保することも必要です。



プライバシーを確保

室内テント、カーテン式間仕切りや段ボール間仕切りなどを用いて空間を確保します。空間の確保にあたっては、要配慮者、男女のニーズの違いなど男女双方の視点、プライバシーの確保に配慮します。

定期的な清掃の実施

感染症対策や衛生面の確保のため清掃を行います。

居室の再編

避難者の減少に伴って、居室の移動、居住グループの再編などを行います。その実施については、避難所運営本部会議で決定します。

また、居室の移動に伴う混乱を防ぐため、あらかじめ避難者に周知を図るとともに、決定から実行まで十分な期間をおきます。

また、学校が避難所となっている場合は、学校の教育活動の早期再開のため、避難者全員が協力します。

2 共有空間の管理

★避難所には居住空間の他に、避難者が共同で使用する様々な空間が必要となります。

[避難所運営本部室]

発災直後は避難所となる施設の一部を避難所運営本部とし、町職員や施設管理者等と連絡を密にとりながら対応策を講じていきます。電話やパソコン機器の使用可能な場所を確保します。

[情報掲示板]

避難所内の人々に伝えるべき情報の貼り紙などを行います。より多くの避難者の目にふれるように、施設の入口付近に設置します。聴覚障害のある人への対応のためにも、伝達事項はできるだけ掲示します。また視覚障害のある人に対しては、掲示した情報の内容を別途伝達する配慮が必要です。

[受付]

避難所の入口近くに設けます。外来者へは用件を確認し、面会場所や居住空間等の立入禁止区域など避難所でのルールを簡単に説明します。

特に女性や子供の安全確保の観点から、外部からの不審者の侵入を防ぐことが大切です。

[仮設電話]

通信会社により避難所に仮設電話を設置した場合は、長電話や夜間の通話の自粛などルールを設定して、避難者に周知徹底します。

(事前に NTT により災害用特設公衆電話の対応をしている施設は P.9 参照)

[食料・物資置場]

救援物資などを収納、管理するための場所が必要であり、直射日光が入らない冷暗所で、駐車場からの搬入が便利である施設可能な場所が最適です。特に食料の管理場所は食品ごとに整理整頓し、保存期限等を確認しやすくする必要があります。

[食料・物資の配給所]

食料や物資を配給するための場所を設置します。天候に左右されないためにも、屋根のある場所、もしくは屋外の場合にはテントを張って対応します。

[調理室]

調理室（給食室）などがある場合は、炊き出しなどのために利用できるか施設管理者と協議します。使用できない場合は、テントを設置する等して屋外に調理場を設置します。火気を扱う場合は、火の元には十分に注意を払うよう呼びかけを行います。

[医務室]

施設の医務室を利用するなどして、応急の医療活動ができる場所を設置します。医務室がない場合は、巡回や応急の医療活動ができるようなスペースを確保します（気分がすぐれなくなった方の休憩場所としても使用します。）。

[感染症の疑いのある方の専用スペース]

発熱や咳等、感染症の疑いのある症状が出た方には、専用のスペースを確保します。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保するなど、一般の避難者とはゾーン、動線を分けます。

[福祉スペース]

避難所に要介護者や在宅療養者などの要配慮者がいる場合には、できる限り専用の居室を設けます。1階で出入口に近く、日当たりや換気が良く、医務室やトイレに近い部屋を選び、床に断熱材を敷くなど、要配慮者に配慮した部屋にします。

[授乳室・育児室]

乳幼児を伴って避難している場合、子供の泣き声などで周囲に迷惑をかけないように気遣うなど、特に母親は大きなストレスを抱えがちです。落ち着いて授乳でき、乳幼児の危険となる障害物がないような場所を用意します。

授乳のための環境を整えるため、専用の部屋の確保もしくは室内テント等を用意します。

[更衣室]

プライバシーを保護することが困難な避難所生活においては、男女別に更衣のための空間を確保します。

専用の部屋の確保もしくは室内テント等を用意します。

[給水場]

設置場所は、水の運搬や漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、屋根のあるコンクリート部分とします。

[ペット飼育スペース]

鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角などの屋外に飼育場を確保します。

[洗濯場・洗濯物乾し場]

生活用水が確保しやすい場所を選んで、共同の洗濯場を確保します。洗濯物乾し場は、日当たりの良い場所を選んで、共有場所と女性専用の場所を確保します。

【仮設トイレ】

屋外で安全に行ける場所に男女別のほか男女共用も設置します。設置場所は調理場や居住空間から距離をあげ、臭いなどの問題が起こらないよう注意し、高齢者や障害のある人専用のバリアフリー対策をしたトイレを近くに設けます。また、日没後の利用も考慮して、通路等に十分な明かりを用意することも必要です。

トイレの確保と管理については「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月内閣府）」や「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（平成28年3月国土交通省）」を参考とします。

【風呂】

原則として屋外に設置します。場所については施設管理者と十分に協議します。

また、日没後の利用を考慮して、風呂への通路等に十分な明かりを用意することが必要です。

【ごみ置き場】

臭気や衛生の問題から、居住空間からある程度離れ、ごみ収集車が近づきやすい位置にごみ置き場を設置します。分別収集を徹底し、種類別に集積場を区分します。

【喫煙場所】

非喫煙者への配慮や火の元の管理という意味で、屋内は禁煙とします。居住空間からある程度離れた屋外に喫煙場所を設け、灰皿もしくは水を入れたバケツ等を設置します。

なお、もともと敷地内全面禁煙となっている学校等が避難所となっている場合は、その敷地内での喫煙は禁止とします。

【駐車場】

施設管理者と相談し、必要最小限のスペースを確保します。その際も緊急車両や救援物資運搬車両の乗り入れに支障がない場所に限定します。

なお、一時外出の際の駐車位置の確保は、他の避難者等とのトラブルにつながることから認めないようにします。

また、車内に寝泊まりすることは原則認めませんが、発災直後で避難スペースが不足する等やむを得ない場合は、一時的に認めることとします。

車中泊者の対応については以下の点に留意します。

- 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を発症するおそれがあることから、予防のためのチラシの配布や保健師等の巡回等により周知を行います。

資料5

- 車中泊者の氏名や人数等を把握するため、車中泊者に避難者名簿（資料3-2）の様式を配布、記入を依頼し名簿を作成します。

資料3

[遺体安置場所]

大規模災害では、一時的に遺体を安置する必要があります。遺体を収容した場所には遺体搬出後も避難者を入れないようにします。

[相談スペース]

個人のプライバシー等に配慮した相談スペース（個室）を設けます。

★避難者が減少し、スペースに余裕ができれば、避難所運営本部会議や施設管理者と協議して避難者の要望に応じて、次のような共有空間を設置します。

[食堂]

居住空間と食事をするための空間を分け、食事専用の空間を設置します。

[子供部屋・勉強部屋]

子供の遊び場としての部屋及び中高生の勉強のため、専用の部屋の確保もしくはスペースを用意します。

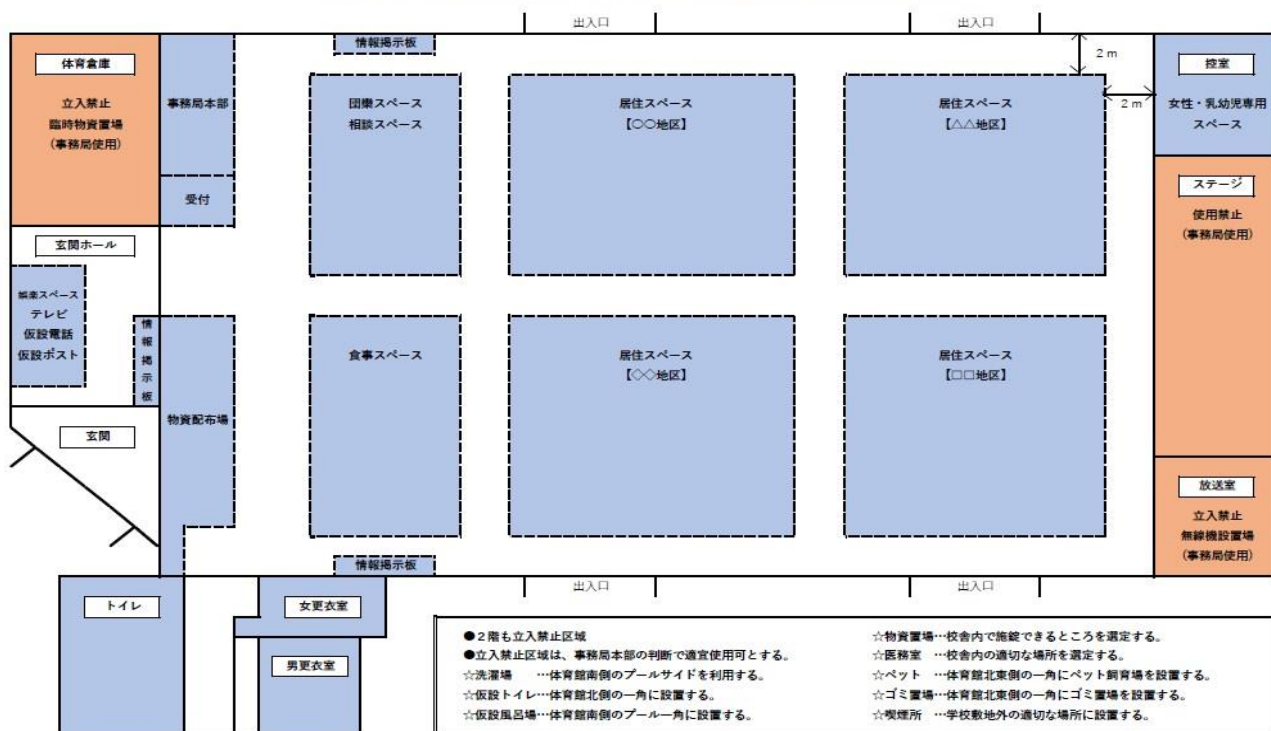
また、各々の部屋を確保できない場合は、昼間は子供部屋として、夜間は勉強部屋として使用する等の時間による使用用途の変更を行います。

[休憩室]

消灯時間の制限をはずした比較的自由に使用できる多目的スペースを設けます。

《避難所区画整理イメージ》

藤並小学校体育館 避難所区画整理図（想定図）



8 避難所の生活ルール

多くの避難者が共同生活を送るため、避難者が互いにルールを守って心地よく生活を送っていくことが必要です。女性、子供、若者、高齢者、障害者等の多様な主体の意見を踏まえルールづくりを行います。避難所運営本部で避難所の生活ルール（資料6）を策定し、避難者に周知徹底を行います。



資料6

【生活時間】

起床時間： 時 分
消灯時間： 時 分
食事時間：朝食 時 分
 昼食 時 分
 夕食 時 分
避難所運営本部会議： 時 分

【生活空間の利用方法】

- ・居住空間は、基本的には屋内とし、室内をほぼ世帯単位で区画して使用します。
- ・居住空間は、ほこり防止や衛生環境の確保のため土足厳禁とし、脱いだ靴は各自がビニール袋等に入れ保管します。
- ・共有空間は、使用する用途によって屋内外に確保します。
- ・来訪者の面会は共有空間や屋外とします。

【食事】

- ・食事の配給は、居住グループ単位で行います。

【清掃】

- ・世帯の居住空間は、各世帯で清掃を行います。
- ・共通の通路などは居住グループ内で話し合い、協力して清掃します。
- ・トイレなど避難者全員で使用する共用部分については、活動班の指示に従って、全員が協力して清掃します。

【洗濯】

- ・洗濯は世帯や個人で行い、運営組織の活動としては行いません。
- ・洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識で使用し、独占してはいけません。
- ・男性立入禁止とした女性専用の物干し場を設置します。

[ごみ処理]

- ・世帯ごとに発生するごみは、それぞれの世帯の責任で、共有のごみ置き場に、必ず分別して捨てます。

[プライバシーの確保]

- ・世帯の居住空間は、平常時の「家」同様、その世帯が占有する場所と考え、みだりに立ち入らないようにする必要があります。
- ・居住空間でのテレビやラジオは周囲の迷惑になる可能性があるため、使用する場合は、イヤホンを使用します。

[携帯電話の使用]

- ・居住空間での携帯電話での通話は禁止します。通話は屋外や定められたスペースでのみ可能とします。
- ・居住空間ではマナーモードに設定し、他の避難者に迷惑にならないようにします。

[火災防止]

- ・屋内での喫煙は厳禁とします。喫煙は定められたスペースでのみ可能とします。
- ・屋内でストーブなどを使用する場合は、使用箇所と時間などを取り決め、責任者を決めて火の元の管理を行います。

[ペットの取扱い]

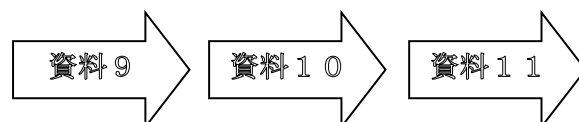
- ・居住空間へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き、原則禁止とします。
- ・ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任を持って管理します。

[防犯]

- ・特に女性、子供、高齢者は、人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときは声を掛け合う、トイレに行くときは一人で歩かないなど注意することが必要です。

[健康管理]

- ・避難者は各自で健康管理を行い、体調不良等がある場合は、速やかに保健・衛生班に相談します。
- ・相談を受けた保健・衛生班は、「資料9 避難所における感染症評価（症候群サーベイランス）用紙」を活用して健康状態を把握し、必要に応じて隔離予防策等を行います。



[ソーシャルディスタンスの確保]

- ・感染症対策のため、避難者及び避難所運営スタッフ*は、人との距離をできるだけ2 m（少なくとも1 m以上）空けます。

※避難所運営本部員や班員等、避難所運営に従事する者（以下、避難所運営スタッフという。）

★その他新しい生活ルールが必要となった場合や、ルールの変更が必要となった場合は、適宜避難所運営本部会議で検討を行います。



資料6

その他、運営に関する業務内容、平常時からの実施業務等については有田川町避難所運営マニュアル（町民用・大規模避難所版）も参考とします。

9 避難所の統廃合・撤収

方針の周知

ライフラインの復旧、流通の回復、住まいの確保ができた段階で、施設管理者及び町と相談し、避難所の統廃合または撤収の方針を決めます。その方針をできるだけ早く避難者へ示すことによって、避難者に自立の目標を持ってもらいます。

避難所の統廃合

各避難所の過密状態が解消された後は、避難所の統廃合を進めます。学校、民間施設等を優先的に廃止し、最終的に学校以外の施設に集約します。

なお、統廃合に当たっては、地域のコミュニティや避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮することが必要です。

避難者への移動の要請

統廃合・撤収により、避難者が他の避難所に移動する場合はボランティア等の協力を得ながら、移動や荷物の運搬等の支援を実施します。

在宅者避難者や車中泊者の名簿の引継ぎ

避難所を解消する際に在宅避難者や車中泊者が残っている場合は町災害対策本部（避難所対応プロジェクト）に名簿台帳等を引継ぎます。